

# 巨理町ネーミングライツ・パートナー募集要項

## 1.趣旨

本町では新たな財源を確保するとともに、民間企業等とのパートナーシップにより町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本要項のほか、巨理町有料広告掲載の取り扱いに関する要綱（巨理町告示第52号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に従って、ネーミングライツ事業を実施します。

## 2.ネーミングライツの概要

ネーミングライツ（命名権）とは、町の施設に企業名・商品名などを冠した愛称（名称）を付与し、名称として使用することでネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツを取得した民間事業者等）から町が対価などを得て、施設の良い管理運営に役立てるものです。

契約締結後、町ではその愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称（正式名称）は変更しません。また、愛称決定後も条例上の名称を併記させていただくことがあります。

### ◆ネーミングライツ導入のメリット◆

#### ①PR効果

町の施設に命名した愛称が標示されることにより、町が行う周知や広報活動やネーミングライツ・パートナーが看板等を設置することにより、幅広いPRが期待できます。

#### ②イメージアップ効果

地域貢献企業として、企業ブランドや商品価値のイメージアップに繋がります。

## 3.参加要件

ネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。

- (1) 巨理町競争入札参加資格及び審査等に関する規程及び巨理町指名停止要領に基づく指名停止中の者
- (2) 巨理町暴力団等排除措置要綱に該当する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程により、更正手続開始の申し立てをしている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規程により、再生手続開始の申し立てをしている者
- (6) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (7) 国税及び地方税を完納していない者
- (8) 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- (9) その他町長が不適切であると認めたもの

## 4.提案金額及び契約期間

### (1) 提案金額

提案金額は消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案ください。  
ただし、提案金額が著しく安価な場合は、お断りすることがあります。

### (2) 契約期間

契約期間は、原則3年以上とします。

ネーミングライツ期間の始期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

### (3) ネーミングライツ料以外の費用負担等

施設名称の標示（看板等）を愛称に変更することに伴う経費や新たな標示等を設置する費用、これらの愛称使用間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

また、表示サイン・看板等の設置箇所については、協議することとします。

内容	費用負担者
ネーミングライツ料	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板の付替えや新規設置及び維持管理費用 (設計費等も含む) (※注1)	
契約終了後の原状回復に係る費用	
パンフレット、封筒等の印刷物 (※注2)	町
町ホームページの表示変更	

(※注1) 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について宮城県の屋外広告物条例等の基準に従い設置して頂くこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

(※注2) 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、変更時期を決定します。

## 5.提案の条件

### (1) ネーミングライツの提案

- ①『親しみやすさ』や『呼びやすさ』等、町民等の理解を得られるような愛称としてください。
- ②有料広告掲載要綱第3条に該当しない広告とします。
- ③利用者等の混乱を避けるため、契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
- ④愛称は商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
- ⑤社会通念上、愛称として標示することが適当でないと思われるものは、命名できません。
- ⑥複数企業等から1つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を明確にしたうえで応募してください。

## 6.募集対象とする施設

---

募集する施設は、下記の施設とし、1者が複数の施設に提案することも可能とします。

施設名	所在地
①巨理公園 (野球場/テニスコート)	巨理町逢隈鹿島寺前南 76 番地
②巨理運動場	巨理町字下小路 1 番地 1

## 7.事前対話

---

ネーミングライツ・パートナーを検討される際は、事前対話を行いますので、応募前に巨理町ネーミングライツ・パートナー事前対話申込書(様式1)を提出のうえ、本町との事前対話を行ってください。

## 8.応募方法

---

### (1) 応募期間

随時申込を受付いたします。 ※事前対話を必ず行ってください。

### (2) 提出先

〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里 1 番地 巨理町企画課  
TEL: 0223-34-0505  
電子メール: [kikaku1@town.watari.miyagi.jp](mailto:kikaku1@town.watari.miyagi.jp)

申込書の提出時間は、巨理町役場開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までとし、直接持参いただくか、電子メールで申込書類を提出してください。

### (3) 申込書類

- ① 巨理町ネーミングライツ・パートナー申込書(様式2)
- ② ネーミングライツ応募に係る誓約書(様式3)
- ③ 会社概要(パンフレット等任意様式)

### (4) 注意事項

提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

また、応募及び対話・調整にかかる一切の費用(事前対話等にかかる人件費・交通費等を含む一切の費用、損害等)の補填や賠償はいたしません。

## 9.選定方法(審査の流れ)

---

ネーミングライツ・パートナーの選定は、次のとおり進めます。

### (1) 事前対話の申込

ネーミングライツ・パートナーを検討される際は、申込内容等の確認が必要となるため、必ず本町と事前対話を行って下さい。

## (2) 申込書の提出

募集要項にあった内容となっているか確認の上、受け付けます。

## (3) 審査等

ネーミングライツ・パートナーの採用の可否等については、有料広告掲載要綱第 15 条に規定する審査委員会において審査、決定を行います。

ただし、申込者が 2 者以上となった場合は、有料広告掲載要綱第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づき決定します。

## 10. 審査結果の通知及び公表

---

### (1) 審査結果の通知

応募に対する審査結果は、応募していただいたすべての申込者に通知します。

### (2) 審査結果の公表

審査により選定された施設及び名称については、町ホームページ及び広報にて公表します。

なお、選定されなかった申込者についての公表は行いません。

## 11. 契約の締結

---

ネーミングライツを実施するにあたり、施設を所管する部署において必要な調整や契約手続等を行います。

また、ネーミングライツ・パートナー決定のPRのため、ネーミングライツ・パートナーの希望に応じて調印式等を開催します。日程については、別途協議します。

## 12. 留意事項

---

- ①ネーミングライツ・パートナーの事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。
  - ②情報公開請求があった場合には、巨理町情報公開条例に基づき申込書等を公開することがあります。
  - ③申込書等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
  - ④申し込まれた施設が、指定管理者制度を導入している場合は、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツ導入の手続きを進めることとなります。
  - ⑤ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができることとします。
- ただし、競合する申込がないか確認を行う場合があります。

### 巨理町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町有資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、町の新たな財源を確保し、もって、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち掲載等が可能なもの。

ア 町発行の広報等印刷物

イ 町の公式ホームページ

ウ 町有財産

エ その他町有財産以外で広告媒体として活用できるもので町長が別に定めるもの

(2) 所管課 広告媒体を管理する課

(広告掲載等の基準等)

第3条 掲載等をする広告は本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

(4) 社会問題化している事項に関するもの

(5) その他掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の規格等)

第4条 広告掲載の規格及び位置等は、広告媒体ごとに所管課の長が町長に協議し別に定める。

(広告掲載に係る料金)

第5条 広告媒体への広告の掲載にかかる料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告媒体の種類や掲載位置、掲載期間、規格、効果及び類似広告の市場価格等を勘案し、広告媒体ごとに所管課の長が町長に協議し別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集は原則として公募とする。

2 広告の募集及び原稿等の作成を円滑に進めるため、民間業者等にこの業務を委託することができる。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、巨理町広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする原稿(町の公式ホームページにあっては、画像データを印刷したものを添付して企画課へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 企画課は、前条の規定に基づく申込みを受理したときは、企画課長が町長に協議し、速やかに掲載の可否を決定し、巨理町広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告主に通知しなければならない。

2 企画課は、前項の規定に基づく通知をするに当たり、広告主に対して掲載希望広告に関する条件を付することができる。

3 企画課は広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超える場合は、次の各号に定める優先順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 公共性の高い広告

(2) 町の区域内に事業所等を有する広告主の広告

(3) 前号に該当しない広告主の広告

4 企画課は、前項の規定に基づき掲載の可否を決定しても、なお掲載申込件数が広告の募集件数を超える場合は、入札その他広告媒体に適した方法により広告掲載の可否を決定するものとする。

(契約の締結等)

第9条 町長と前条の広告掲載の決定の通知を受けた広告主は、広告掲載について契約を締結するものとする。

2 町長及び広告主は、前項の契約締結後必要が生じたときは、契約を変更することができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載決定の通知を受けた広告主は、町長の指定する期日までに、広告掲載料を一括若しくは分割して納付しなければならない。

(広告掲載決定の取消及び契約の解除)

第11条 町長は、第8条第1項の規定に基づく広告掲載決定の通知後及び第9条第1項の規定に基づく契約締結後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定を取り消し、巨理町広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。この場合、同時に契約が解除されたものとする。

(1) 広告主が、町長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主から、広告掲載の申込みの取消しがあったとき。

(3) 町長が、町の行政運営上支障があると認めるとき。

2 広告主は、前項の決定の取消し又は契約の解除の結果、広告主に損害が生じても補償等を町に請求できないものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告主が既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったとき。

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当したとき。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、印刷物及び町の公式ホームページ以外の広告媒体への広告掲載期間が終了したときは、所管課の指示に従い広告を撤去するとともに、広告媒体の原状を回復しなければならない。

3 広告及び広告原稿等作成に要する費用並びに広告の取り付け及び撤去に関する費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、印刷物以外の広告媒体に掲載された広告の不適切な管理により、町及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 広告主は、掲載後その責に帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(広告掲載に係る事務)

第14条 所管課は、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告審査委員会)

第15条 広告の募集、内容等に関し必要な審査を行うため、巨理町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、副町長をもって充て、委員は巨理町課設置条例(平成18年巨理町条例第31号)第2条に規定する課の課長をもって充てる。

3 委員会は必要に応じ随時開催する。

4 委員会の事務は企画課で行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(広報わたり広告掲載取扱要綱の廃止)

2 広報わたり広告掲載取扱要綱(昭和59年巨理町要綱第4号)は廃止する。

附 則(令和2年3月31日告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。